

一宮市市民会館等の友の会 会則

(名称及び目的)

第1条 この会は、一宮市市民会館等の友の会（以下「友の会」という）と称し、芸術文化に広く関心を持つ人々によって構成され、一宮市民会館・尾西市民会館・木曾川文化会館（以下「一宮市市民会館等」という）を支援し、地域文化の活性・向上に寄与することを目的とする。

(会則及び事務局)

第2条 友の会の会則は、一宮市市民会館等の指定管理者である共立・伊藤忠 UC 共同事業体が定め、事務局を一宮市民会館におく。

(会員)

第3条 友の会は、本会の目的に賛同し、本規約を承認の上、年会費を納めた個人又は団体の会員で組織する。

- 1 会員の区分は以下のとおりとする。
 - (1) 個人会員 一般・学生（小学生含む）
 - (2) 法人会員 会の活動を支援する企業・団体
- 2 会員には、会員証と会則を交付する。
(法人会員に対しては一口につき20枚交付する。)

(会員特典)

第4条 会員の特典は以下のとおりとする。

- (1) 個人会員
 - ① 一宮市市民会館等における自主文化事業のうち指定管理者の指定する事業の入場券を先行販売し、原則として会員証1枚につき1事業2枚まで購入できる。
但し、事業によっては購入できる枚数を変える場合もある。
 - ② 一宮市市民会館等における自主文化事業のうち指定管理者の指定する事業の入場券を10%～50%割引とし、原則として会員証1枚につき1事業2枚まで適用される。
但し、事業によっては適用枚数を変える場合もある。
 - ③ 一宮市市民会館等における自主文化事業のうち指定管理者の指定する事業の何れかに利用できる500円のクーポン券を2枚発行する。但し、第4条(1)②の割引との併用は不可とし、入場券1枚毎又は入場料1名分毎に対して1枚使用できる。
また、事業によっては使用枚数を変える場合もある。
 - ④ 提携ショップの提供するサービスを、会員証提示の上で会員本人が受けることができる。
 - ⑤ その都度別途発表するサービスを提供する。

(2) 法人会員

法人会員企業・団体の所属員は法人会員証の提示により、個人会員と同じ特典を受けることができる。但し、状況により個人会員を優先することがある。

(会費)

第5条 友の会の会費は次のとおりとする。

- (1) 個人年会員 : 1,500円
- (2) 個人半年会員 : 1,000円
- (3) 法人年会員 : 一口20,000円
- (4) 法人半年会員 : 一口15,000円

(会員の資格)

第6条 友の会の会員の資格はつぎのとおりとする。

- (1) 個人年会員
4月1日以前の受付 : 4月1日～翌年3月31日
4月2日以降の受付 : 入会日～翌年3月31日
個人年会員の入会手続きは前年度の3月1日から可能とする。
- (2) 個人半年会員
10月1日以前の受付 : 10月1日～翌年3月31日
10月2日以降の受付 : 入会日～翌年3月31日
個人半年会員の入会手続きはその年度の9月1日から可能とする。
- (3) 法人年会員
4月1日以前の受付 : 4月1日～翌年3月31日
4月2日以降の受付 : 入会日～翌年3月31日
法人年会員の入会手続きは前年度の3月1日から可能とする。
- (4) 法人半年会員
10月1日以前の受付 : 10月1日～翌年3月31日
10月2日以降の受付 : 入会日～翌年3月31日
法人半年会員の入会手続きはその年度の9月1日から可能とする。

(紛失)

第7条 会員証を紛失し、再発行した場合には、100円の手数料を徴収する。

(個人情報の取り扱いについて)

第8条 本会は友の会入会のために、提供を受けた個人情報の取り扱いについては下記の通り適正に取り扱う。

- (1) 個人情報の利用目的について：本会は「一宮市市民会館等の友の会」の運営及びサービス提供の際に使用する。

- (2) 個人情報の預かりについての同意、不同意について：入会希望者は入会申込書記載「個人情報取扱い」に同意（同意欄にチェック）の上で申し込むものとする。同意されない場合は入会申し込みできない。
- (3) 個人情報の第三者提供について：法令で定める場合以外、本人の同意なしで預かった個人情報を第三者に提供することはない。
- (4) 開示・訂正・削除の請求について：提供した個人情報について本人からの請求であると確認できた場合に限り本会が確認可能となる。個人情報開示などの請求は下記個人情報管理責任者に問い合わせるものとする。
- (5) 個人情報取扱いに関するお問い合わせ先：一宮市市民会館等指定管理者 共立・伊藤忠 UC 共同事業体代表企業 株式会社 共立 一宮市市民会館 個人情報管理責任者
電話番号（0586）71-2021

（規約の改正）

第9条 この規約を改正する時は、会員に紙面をもって告知する。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

附則

この会則は平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日改定。

平成25年4月1日改定。

平成26年4月1日改定。

平成27年4月1日改定。

平成28年4月1日改定。